

神戸市建築物の安全性の確保等に関する条例の一部改正(案)の概要

I. 背景・目的

平成30年6月27日に、建築基準法の一部を改正する法律（平成30年法律第67号）が公布され、既存建築ストックの用途変更による活用を目的として、許可を受けて既存建築物を一時的に他の用途に転用する場合の制限の緩和規定が新設されました。

この法改正に伴い、神戸市建築物の安全性の確保等に関する条例（平成20年4月条例第1号。以下「建築安全条例」という。）においても、許可を受けて既存建築物を一時的に他の用途に転用する場合は、条例の一部の規定を適用除外とする改正を行うものです。

II. 改正内容（案）

1. 建築物の用途を変更して一時的に興行場等又は特別興行場等として使用する場合に条例の一部の規定を適用除外とする規定の追加

建築基準法（以下「法」という。）の改正により、法第87条の3として、建築物の用途を変更して一時的に興行場等として使用する場合は許可制度が設けられました。同条による許可を受けた建築物については、法の一部の規定が適用除外となります。建築安全条例においても、同条の規定により許可をする興行場等については、法で適用除外となる規定に上乗せして制限している条例の規定（特殊建築物の接道長さ等）について、適用除外とする規定を設けます。

2. その他の改正

法第3条第2項の規定により条例の規定の適用を受けない既存建築物の用途変更をする場合に、条例の一部の規定を適用除外とする規定について整理します。

III. 改正時期

平成31年第2回定例会（6月頃）に提案予定です。